

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和6年9月11日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 月形祐二

福岡県後期高齢者医療広域連合規則第3号

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則  
の一部を改正する規則

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第19号の2及び様式第19号の3を次のように改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。